

# 一般社団法人北斗市観光協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人北斗市観光協会(英文名:Hokuto Tourism Association 略称:HTA)(以下、「当法人」という。)と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道北斗市に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 当法人は北斗市の歴史、風土、自然、産業が融合した観光資源の開発と広報宣伝、観光施設、観光ソフトの整備と改善を行い観光に関わる資質の向上を通じて観光産業の発展と地域振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内及び国外の観光客誘致及び観光振興に関わる広報宣伝
- (2) 観光施設の整備、改善と施設の管理運営
- (3) 観光資源の保全、育成、開発などの環境整備と美化
- (4) 観光事業に関わる接遇、サービス提供の資質の改善及び向上
- (5) 国内及び国外の観光振興に関わる情報の収集と提供及び調査研究
- (6) 観光振興に関わる企画、振興策の立案、提言及び調整
- (7) 観光振興に関わる広報宣伝及び旅行業法に基づく旅行業
- (8) 観光振興に関わる商品企画及び販売などの収益事業
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第5条 当法人の会員は当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

2 前項の会員をもって 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

### (入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が入会申込者に通知することとする。

3 団体の会員にあつては、団体の代表者として当法人に対してその権利を行使する者(1名に限る。以下

「指定代表者」という。)を定め、会長に書面をもって届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

5 当法人は、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む。) 暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当する者及び、関与する者の入会を認めない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、未履行の義務を完了しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の日から1週間前までに理由書を付し除名する旨を通知し、総会において決議前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款、その他の規則又は総会の決議に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 反社会的勢力に該当又は関与したとき

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し文書で通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき

(4) 2年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定により会員資格を喪失したときは、会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は完了しなければならない。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種別)

第12条 当法人の総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

- 第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。  
2 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第14条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 役員を選任及び解任
  - (2) 役員報酬等の額
  - (3) 定款の変更
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
  - (5) 会費等の金額
  - (6) 会員の除名
  - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
  - (8) 解散及び残余財産の処分
  - (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項、並びに当法人の運営に関わる重要な事項
- 2 前項にかかわらず、それぞれの総会においては、書面に記載された目的以外の事項は決議することができない。

(開催)

- 第15条 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回開催する。  
2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
  - (2) 総会員の5分の1以上の議決権を有する会員から会長に対して、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

- 第16条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。  
2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、総会の日から7日以上前に会員に通知しなければならない。  
3 会長は前条第2項の規定により招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

(議長)

- 第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(決議)

第18条 総会の決議は、議決権を有する総会員の過半数の会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 採決の結果、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 会員は、あらかじめ通知された会議の目的である事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、副会長を2名以内とする。また、必要に応じて専務理事1名以内、常務理事2名以内を置くことができる。

3 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とする。また、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議により会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することができる。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の同意を得て、会長が理事の中から選定する。

4 理事のうち理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族、その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その職務を執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、当法人の常務を分担執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業及び会計の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は理事の業務執行の状況又は当法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の在任期間とする。
- 5 役員が第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、それぞれ新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 役員は、総会の決議により解任することができる。

(役員報酬)

- 第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会の決議を経て、会長が別に定める。
- 2 役員には職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後遅延なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければ

ばならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の7日以上前に各理事及び各監事に通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### (議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### (議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、会長及び出席した監事が記名押印する。

### (理事会規則)

第35条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第7章 基金

### (基金の拠出)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法、その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 財産及び会計

### (財産の構成)

第37条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第38条 当法人の財産管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算等については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

## 第9章 専門委員会

(専門委員会)

第42条 会長は、当法人の事業の円滑な運営を図るために必要と認めるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局に関する規定は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

#### 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、総会の決議及びその他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配制限)

第46条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て北斗市に贈与するものとする。

#### 第12章 公告の方法

(公告)

第48条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、北海道新聞に掲載する方法による。

#### 第13章 補則

(細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 第14章 附則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

住所 北海道北斗市昭和1丁目4番13号

設立時社員 佐々木 博史

住所 北海道北斗市本町1丁目2番17号

設立時社員 伊藤 哲朗

住所 北海道函館市東山2丁目14番12号

設立時社員 小林 久周

住所 北海道北斗市本町4丁目7番35号

設立時社員 酒井 敏文

住所 北海道北斗市桜岱18番地の5

設立時社員 金澤 賢一



(設立時代表理事の選出)

第52条 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時の役員等)

第53条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は以下のとおりとする。

設立時理事	佐々木	博史
設立時理事	伊藤	哲朗
設立時理事	小林	久周
設立時代表理事	佐々木	博史
設立時監事	酒井	敏文
設立時監事	金澤	賢一

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従うものとする。

以上、一般社団法人 北斗市観光協会 設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年10月15日

設立時社員 佐々木 博史 ⑩

設立時社員 伊藤 哲朗 ⑩

設立時社員 小林 久周 ⑩

設立時社員 酒井 敏文 ⑩

設立時社員 金澤 賢一 ⑩